

矢掛町空き家改修補助金（令和3年度）

（令和3年4月1日時点）

■ **矢掛町** 改修費用の **1/2** を補助（上限額 **150万円**（千円未満切捨て））
＜補助対象＞ **居住を目的とした空き家**

■ 補助上限額（150万円）のうち **50万円** … 登録時改修で利用可能

- ※ 補助対象工事のみ。他の補助金（矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金を除く）を受けて改修を行った場合は、上限額(150万円)から差し引いた金額が「補助上限額」となります。
- ※ 矢掛町伝統的建造物群保存地区内の空き家改修工事を行う場合、矢掛町教育委員会の意見・許可に従い、保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでない改修を行う必要があります。



【補助対象工事】（原則、矢掛町内の事業者による施工に限る）

- 台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修
- 内装、屋根、外壁等の改修
- 給湯設備工事、電気設備工事、換気設備工事、給排水衛生設備工事
- 不要物撤去・ハウスクリーニング など

■ 賃貸借契約等を締結した日 又は 転入日（いずれか早い日）から **1年以内** は、上限額に達するまで補助金の交付決定を受けることができます。

■ 他要件に関わらず、令和4年2月末を目途に交付決定を受ける必要があります。

補助の種類	概要
登録時改修	空き家所有者が、賃貸借契約等の締結前に、空き家情報登録を行った物件の改修を行うこと
契約後改修	空き家の所有者又は利用者が、賃貸借契約等の締結後に、空き家情報登録を行った物件の改修を行うこと

対象となる人

2親等以内の親族間での活用は、補助対象外となります。

所有者
（条件を全て満たす人）

- ① 補助金交付の日から **5年以上空き家情報登録を行うことを誓約する人**
- ② **賃貸借契約等の成立以外の理由で、情報登録の中止を行わないことを誓約する人**

利用者
（どちらかの条件に当てはまる人）

1. 空き家に居住する予定の転入者または転入誓約者で、**転入日以前3年以内に矢掛町内に居住経験がなく、補助金の交付決定の日から5年以上空き家に居住することを誓約する人**
2. 空き家に居住する予定の空き家利用者で、**転入日以前3年以内に矢掛町内に居住経験がなく、転入前に空き家利用希望者登録台帳に登録され、補助金の交付決定の日から5年以上空き家に居住することを誓約する人**

補助金申請・交付の流れ

